

令和2年度 くにさき野菜学校生募集

新たに野菜づくりを始めたい定年退職者や帰郷者等を対象に、土作りや種まき等の基礎を座学と圃場で講習します。まずは自宅の畑や空いている農地等を利用して美味しい野菜や美しい花の栽培からスタートし、将来は直売所への出荷を目指します。

- 実施期間 令和2年4月～令和3年3月 ※毎月2回(水曜日)の座学と実習(全24回程度)
- 実施場所 (座学)国東市役所武蔵総合支所 (実習)里の駅むさしの圃場
- 募集人数 20名程度 ※定員を超えた場合は、抽選とします
- 応募条件 国東市内在住で、全期間を通して受講できる人
- 受講料 1名:3,000円 ※テキスト代、農作業事故の共済掛金等
- 申込期間 3月25日(水)
- 提出先 国東市役所農政課園芸畜産係又は、各総合支所地域産業建設課
※申込用紙は、提出先、市ホームページ、各道の駅・里の駅にて配布



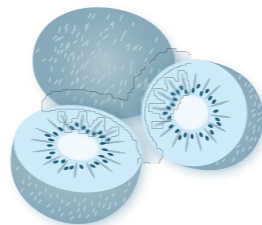
| 月 | 座学 | 圃場実習 |
|-----|-----------------------|----------------|
| 4月 | 開校式 | 圃場見学、実習の進め方説明 |
| 5月 | 作付計画と連作障害対策 | 農機具の使い方と野菜の植え方 |
| | 効果的な施肥技術 | 夏秋野菜等の栽培管理 |
| 6月 | 雑草対策 | 夏秋野菜等の栽培管理と収穫 |
| | 夏秋野菜の病害虫防除について | 夏秋野菜等の栽培管理と収穫 |
| 7月 | 直売所の現状と今後のあり方 | 夏秋野菜等の栽培管理と収穫 |
| | 菜園現地巡回(座学・実習同じ) | |
| 8月 | 花き(寒小ギク)の栽培管理 | 寒小ギクの挿し芽 |
| | 秋冬野菜の特性と栽培管理 | 秋冬野菜の播種 |
| 9月 | 秋冬野菜の病害虫防除 | 秋冬野菜の播種 |
| | 生理障害の原因と対策 | 秋冬野菜の栽培管理 |
| 10月 | 1年生花きの栽培 | 1年生花きの播種 |
| | 秋冬野菜の出荷調整とトレンド | 冬春野菜の栽培管理 |
| 11月 | 野菜類の防寒及び貯蔵対策 | 冬春野菜の栽培管理 |
| 12月 | ほかし肥料の作り方(座学・実習同じ) | |
| 1月 | 地元野菜を使った料理教室(座学・実習同じ) | |
| 2月 | 肥沃な土づくり | 堆肥づくり実習 |
| 3月 | 1年間の反省と今後の作付計画 | 春野菜の播種 |

【問合せ先】農政課園芸畜産係 ☎0978-72-5167 / 国東市農業公社 ☎0978-67-1119

令和2年度 くにさきキウイ学校(二期生)募集

新たにキウイを栽培したい定年退職者や帰郷者等を対象に、剪定や花粉付、圃場管理等のキウイ栽培の基礎を実践圃場と座学で講習します。将来的には高齢化等により作り手がいらないキウイ園を借受け、市場に出荷できる農業者を目指します。

- 実施期間 令和2年4月中旬～令和3年3月 ※年6～7回の作業
- 実施場所 (座学)大分県東部振興局及び国東市役所会議室
(実技)JA浜崎キウイ選果場周辺
- 募集人数 20名程度 ※定員を超えた場合は、先着順とします。最少開校人員10名
- 応募条件 国東市内在住で、全期間を通して受講できる人
- 受講料 1,000円 ※収穫したキウイ代、農作業事故の共済掛金等
- 申込期間 3月27日(金)
- 提出先 国東市役所農政課園芸畜産係又は、各総合支所地域産業建設課
※申込用紙は、提出先、市ホームページ、各道の駅・里の駅にて配布



【問合せ先】国東市役所農政課・園芸畜産係 ☎0978-72-5167
JAおおいた東部事業部 園芸課 ☎0978-72-0617
大分県東部振興局 生産流通部 果樹・花き班 ☎0978-72-1141

令和2年度 軽自動車税(種別割)「減免」のお知らせ

身体(精神)に障がいがある方が所有する軽自動車の税金は、一定の要件を満たす場合、申請により減免することができます。

減免を受けることができる自動車は、障がい者一人につき1台のみです。

※普通自動車で税の減免を受けている方は、軽自動車税(種別割)の減免は受けられません。

申請には次の書類等が必要です。

- ◎申請書・通院等の証明書(市役所税務課・各総合支所地域総務課の窓口を設置)
- ◎身体障害者等の手帳 / ◎自動車検査証 / ◎運転免許証 / ◎印鑑
- ◎マイナンバー(個人番号)カード・委任状等

※障がいの等級などによっては、減免の対象とならない場合もあります。

平成31年度に減免を受けられた方の翌年以降の申請は、『現況届』を提出していただくことで、申請手続きに変えることができます。

(平成31年度の減免内容と同じ場合は、現況届のみの提出となります。)

対象の方には、3月末に現況届提出のご案内をお送りします。

【申請期間】令和2年4月1日(水)～5月29日(金)まで
※この期間以外での受付はできません。



【問合せ先】税務課 ☎0978-72-5156
国見総合支所 地域振興課 ☎0978-82-1111
武蔵総合支所 地域振興課 ☎0978-68-1111
安岐総合支所 地域振興課 ☎0978-67-1111

下水道使用料 算定対象人数の変更について

市の水道以外(井戸水・地元水道組合)を使用しているご家庭の下水道使用料は、人数により料金を算定しています。

使用人数(世帯構成人員)に変更が生じた場合は「下水道等使用変更届」が必要です。下記の窓口に「印鑑」を持参のうえ、手続きを行ってください。また、井戸水等の使用を中止した場合も同様の手続きをお願いします。

※実使用人数で届出をしてください。 ※届出の翌月より変更となります。

【問合せ先】上下水道課 上水道・下水道管理係 ☎0978-72-5197
国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978-82-1114
武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978-68-1113
安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978-67-1116

